

第九十一回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第二十四号

昭和五十五年四月二十四日(木曜日)

午後八時開議

出席委員

委員長 内海 英男君

理事 片岡 清一君

理事 羽田 孜君

理事 柴田 健治君

理事 和田 一郎君

理事 稲富 稜人君

小里 貞利君

近藤 元次君

佐藤 隆君

田名部匡省君

玉沢徳一郎君

福島 讓二君

堀之内久男君

小川 国彦君

新村 源雄君

日野 市朗君

本郷 公威君

瀬野栄次郎君

中川利三郎君

小沢 貞孝君

阿部 昭吾君

理事 津島 雄二君

理事 山崎平八郎君

理事 芳賀 貢君

理事 津川 武一君

菊池福治郎君

佐藤 信二君

菅波 茂君

高橋 辰夫君

西田 司君

保利 耕輔君

渡辺 省一君

角屋堅次郎君

馬場 昇君

細谷 昭雄君

権藤 恒夫君

武田 一夫君

小林 佳子君

小沢 正義君

出席國務大臣

農林水産大臣 武藤 嘉文君

出席政府委員

農林水産政務次官 近藤 鉄雄君

農林水産大臣官房長 渡邊 五郎君

農林水産大臣官房審議官 塚田 実君

農林水産省経済局長 松浦 昭君

委員外の出席者

農林水産省構造改善局長 杉山 克己君

農林水産省経済局総務課長 牛尾 藤治君

農林水産省構造改善局農政部長 関谷 俊作君

農林水産省構造改善局農政部農政課長 若林 正俊君

農林水産委員会調査室長 小沼 勇君

委員の異動

四月二十四日

神田 厚君

近藤 豊君

同日

小沢 貞孝君

小沢 正義君

補欠選任

小沢 貞孝君

小沢 正義君

補欠選任

神田 厚君

近藤 豊君

同日

小沢 貞孝君

小沢 正義君

補欠選任

小沢 貞孝君

小沢 正義君

補欠選任

神田 厚君

近藤 豊君

本日の会議に付した案件

農用地利用増進法案(内閣提出第七七号)

農地法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

○内海委員長 これより会議を開きます。

農用地利用増進法案、農地法の一部を改正する法律案及び農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

す。各案に対する質疑は、昨二十三日終了いたしました。

○内海委員長 ただいま議題となっております三案中、まず、農地法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、柴田健治君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る修正案並びに津川武一君提出の修正案が、それぞれ提出されております。

両修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求めます。柴田健治君。

農地法の一部を改正する法律案に対する修正案(本号末尾に掲載)

○柴田(健)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合を代表して、農地法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付いたしましたとおりであり、

第一点は、小作料について、政府案では、一定の金額の額で定め、かつ、授受しなければならぬものとする現行法第二十一条及び第二十二条の規定を廃止することとしているのを、現行法の規定を存置させ、例外として、耕作者の農業経営に支障を生じない範囲内において、省令で定めるところにより、農業委員会の承認を受けた場合のみ、その他の方法によることを認めるものとしたこと

であります。

第二点は、政府案では、農地等の賃貸借の解約等に係る第二十条の許可は、原則として農業委員会が行うものとしているのを、現行法どおり都道府県知事が行うものとするよう改めようとするものであります。

第三点は、政府案では、国が売り渡した未墾地等の処分に係る第七十三条の許可は、都道府県知事が行うものとしているのを、現行法どおり農林水産大臣が行うものとするよう改めようとするものであります。

以上が修正の趣旨及び内容であります。何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○内海委員長 津川武一君。

農地法の一部を改正する法律案に対する修正案(本号末尾に掲載)

○津川委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、農地法の一部改正案に対する修正案の提案理由を説明いたします。

そもそも、歴代自民党政府の農業破壊政策のもとで、穀物自給率が一九六〇年の八三%から七八年には三七%に半減し、さらに、専業農家戸数は二百八万戸から六十二万戸へと三分の一に減っております。

とりわけ、農地は、六〇年以降の十八年間で総面積の二割以上に相当する百三十八万ヘクタールがつぶされ、耕作目的で売買される農地価格も、全国農業会議所の調べでは、中田平均で十八倍にも高騰しているであります。さらに、麦、大豆

などの生産が壊滅状態に迫り込まれ、米作減反の強制が全国水田面積の六分の一にも及ぶ中で、延べ作付面積が二百五十万ヘクタールも減少して、耕地利用率が二三四%から一〇三%へと落ち込み、農地がほぼ一毛作的にしか利用されない状態になってしまいました。

このような今日の農業、農地問題を解決するためには、農民経営の安定と食糧自給を目指して農業を基幹生産部門として再建し、また、大企業本位の土地政策をやめて土地利用の民主主義を確立し、農地の拡大と農業の利用を保障することが重要であります。こうした裏づけの上に、農地法の基本原則を貫きながら、農民の運動で農地の農民的所有と利用を守り、農地の有効利用を図るための民主的秩序を確立することが求められております。

政府原案は、耕作放棄地の増大や農地賃貸借の広がりのもとで、農地の有効利用を求める現実の動きを反映したものではありませんが、農地問題の根本にメスを入れることを回避したばかりか、幾つも無視し得ない問題を持っております。

農地法改正案の政府原案の最大の問題は、大企業土地投機と農業進出の一段となつて、農業生産法人の役員にかかわる要件を全面的に緩和し、これらの進出を一層容易にするものと言わざるを得ないところにあります。

したがって、第一に、農業生産法人の役員に関する要件の緩和について、政府案のような全面的緩和をやめ、同法人への農用地を提供した構成員の後継者が役員になる場合に限って要件を緩和することが修正案の内容であります。

第二は、許可権限等の委譲にかかわる部分の修正で、一つは、農業生産法人への権利移動については、現行どおりすべて都道府県知事の許可とする、二つは、市街化区域内農地の転用等の届け出に関する権限委譲をやめ、現行どおり都道府県知事への届け出とするものです。

これがわが党の修正案の内容であります。

また、きわめて遺憾ながら反対討論が省略され

ることになっていたので、一言しておきます。

さきに指摘したような問題を持つ政府原案には反対であること、また、この基本的問題を回避した部分的な修正案に対しても賛成できないことを表明し、委員各位の御賛同をお願いして趣旨説明を終わります。

○内海委員長 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○内海委員長 両修正案に対して別段御発言もないようでありますので、引き続き原案並びに両修正案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、津川武一君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、柴田健治君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○内海委員長 この際、本案に対し、佐藤信二君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動機が提出されております。

す。

提出者から趣旨の説明を求めます。佐藤信二君。○佐藤(信)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、農地法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農地法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本改正案の施行に当たつては、農地制度の基本理念を崩すことなく左記各項に十分留意し、運用の万全を期すべきである。

記

一 定額金納制に対する例外規定の運用に当たつては、耕作者の権利を保護し、経営の安定に支障を生じないよう十分な指導を行うとともに、小作料として譲渡される米穀については、食糧管理法を遵守し、その制度の運営が適正に行われるよう措置すること。

二 標準小作料については、地域の実態をふまえ、農業経営の安定を旨として設定し、これが遵守されるよう適切な指導を行うこと。

また、統制小作料の徹底に際しては、小作料の急激な引上げ及び賃貸借の解約等が行われることのないよう適切な指導を実施するとともに、残存小作地については、これを自作地化するための施策の充実に努めること。

三 農業生産法人の業務執行役員に係る要件の緩和については、これが農外資本による農地取得等を招来することのないよう適切な行政指導を行うとともに、農業委員会等による監視体制を強化すること。

四 農業委員会に対する権限委譲等に当たつては、その自覚と責任のもとに農地法の適正な運用が行われるよう研修、指導等を強化すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じて各位の十分御承知のこと

と思ひますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○内海委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対し別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府より所信を求めます。武藤農林水産大臣。

○武藤國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努めてまいりたいと存じます。

○内海委員長 次に、農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、和田一郎君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る修正案並びに中林佳子君提出の修正案が、それぞれ提出されております。

両修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求めます。和田一郎君。

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○和田(一郎)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四党を代表して、農業委員会等に関する法律等の一

部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。修正の第一点は、政府案において、農業委員会の選挙による委員定数の上限を三十人としているのを、農林水産大臣が定める基準に該当する広域な市においては四十人とする事ができるよう改めることとあります。

修正の第二点は、政府案において、都道府県農業会議の会長、副会長は常任会議員のうちから選任することとなっているのを、会議員のうちから選任するものに改めるとともに、会長、副会長に選任された者を常任会議員とするよう改めることとあります。

修正の第三点は、政府案において、都道府県農業会議の農業委員会を代表する常任会議員の定数とその他の常任会議員の定数を等しくすることとしているのを、その他の常任会議員の定数は農業委員会を代表する常任会議員の定数を超えないようにしなければならぬものに改めることとあります。

以上が修正案の趣旨及び内容であります。何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○内海委員長 中林佳子君。

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

○中林委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、農業委員会法等改正案に対する修正案について御説明申し上げます。

修正案の内容は、公選される農業委員の定数の上限を四十人から三十人に削減するという改正部分を削除するものです。
農民の土地と経営を守るための行政委員会の公

選制の廃止や権能の弱体化につながるおそれの強い、また、何よりも農民の利益代表としての農業委員会の民主主義的な性格を弱める定数の削減がたいものであります。

以上がわが党の修正案の提案理由と内容であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○内海委員長 これにて同修正案の趣旨の説明は終わりました。

○内海委員長 同修正案に対して別段御発言もないようでありますので、引き続き原案並びに同修正案を一括して討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、中林佳子君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○内海委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、和田一郎君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○内海委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○内海委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○内海委員長 この際、本案に対し、保利耕輔君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党・

国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。保利耕輔君。○保利委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、今回の農地法制の整備に伴い、農業委員会制度が今後果たすべき役割が、従前にも増して重要となることにかんがみ、その業務的確な運営を期するため左記事項に留意し、その機能が十分果たせるよう万全の措置を講ずべきである。

記

一 農業委員会の果たす使命の重要性にかんがみ、農業委員の使命の自覚を促すとともに、その職員の資質の向上を図る等事務執行体制の整備強化につき、十分な指導を行うとともに今後とも助成措置の改善に努めること。

なお、これらと併せ、農地主事の未設置の農業委員会においては早急に設置するよう指導の強化に努めること。

二 農業委員会と都道府県農業会議の連携強化を図るため、農業委員会を代表する農業会議の会議員については、極力、農業委員会会長を充てるものとし、農業委員会会長の以外者を指名する場合にあつても、農業に関し、高い見識と豊富な経験を有し、かつ、その農業委員会の総意が的確に反映できる者が指名されるよう指導すること。

三 農業委員会を代表する会議員の代表性が確保されるよう都道府県農業会議の常任会議員の構成について十分配慮するとともに、それ以外の会議員については、業務を適正に運営

するにふさわしい者を充てるよう適切な指導を行うこと。

なお、都道府県農業会議については、その機能を十分發揮させるため、財政基盤の強化充実に努めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○内海委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○内海委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府より所信を求めます。武藤農林水産大臣。

○武藤國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努めてまいりたいと存じます。

○内海委員長 次に、農用地利用増進法案について議事を進めます。

この際、本案に対し、稲富稜人君外二名から、自由民主党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る修正案並びに中川利三郎君提出の修正案が、それぞれ提出されております。同修正案について、提出者から順次趣旨の説明を求めます。稲富稜人君。

農用地利用増進法案に対する修正案
(本号末尾に掲載)

利用がぜい弱化する等誠に厳しいものがあり、これに即応し、食糧の総合自給力の向上をめざした農業生産の増進と農業経営の体質強化を図ることが緊急の課題となつてゐる。

よつて政府は、生産、価格、構造等の各般にわたる施策を充実するとともに、農地行政の運営に当たつては、農地法の基本理念を堅持しつつ、左記事項の実現に努め、農業委員会制度の機能の充実とあひまつて、農用地の有効利用の促進と農業経営の改善に対し万遺憾なきを期すべきである。

記

一 利用権設定等促進事業については、制度の趣旨を徹底するとともに、市町村、農業委員会、農業協同組合等の緊密な連携のもとに推進体制を整備し、地域関係者の理解と合意のもとにこれが実施されるよう指導体制に万全を期すること。

また、本事業の実績等については、農業白書において公表すること。

二 利用権の設定に当たつては、耕作者の経営の安定が期されるよう利用権の存続期間及び継続設定等につき十分配慮するとともに、投下した有益費の公正確実な回収が図られるよう指導すること。

三 今回の農地法制度の整備に際し、農地保有合理化促進事業が利用権設定等促進事業の中で十分活用されるよう指導及び助成に努めるとともに、農協による農地信託制度及び農業経営受託事業等従来からの農地流動化施策についてもその充実を努めること。

四 農用地利用改善事業については、農事組合法人等その実施団体を全国各地域において幅広く育成強化するとともに、地域農政推進等に当たつての位置づけを明確にすること。

五 農用地利用増進事業等今後の農地流動化行政の運営に当たつては、これが基幹的農家の育成及び農用地の有効利用とあひまつて地域農業の組織化等に資するよう、国の財政・税制

上の措置を拡充し、あわせて地価対策の確立、農外雇用条件の整備等に努めること。

また、農地取得のための資金融通の円滑化と充実を図ること。

右決議する。

以上の附帯決議案の内容につきましましては、質疑の過程等を通じてすでに各位の十分御承知のことと思ひますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○内海委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に対し別に発言の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○内海委員長 起立多数。よつて、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議について、政府より所信を求めます。武藤農林水産大臣。

○武藤農務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努めてまいりたいと存じます。

○内海委員長 なお、お諮りいたします。各案に関する委員会報告書の作成につきましましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○内海委員長 次回は、公報をもつてお知らせす

ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後八時三十四分散会

農地法の一部を改正する法律案に対する修正案（案田健治君外三名提出）

農地法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十条第一項の改正規定を削る。

第二十一条から第二十四条の三までの改正規定を次のように改める。

第二十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、耕作者の経営の安定に支障を生じない範囲内において、省令で定めるところにより、農業委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

第二十二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条第一項ただし書に規定する場合

は、この限りでない。

第四十三条の三第一項の改正規定及び第七十三

条第一項の改正規定を削る。

第九十三條の改正規定中「改め、同条第一号中

「第二十二條又は」を削る」を「改める」に改め

る。

附則第二項中「第五條第一項、第二十条第一

項若しくは第七十三條第一項」を「若しくは第五

條第一項」に改める。

農地法の一部を改正する法律案に対する修正案（津川武二君提出）

農地法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第七項第三号の改正規定を次のように改

める。

第二条第七項第三号中「掲げる者」の下に「（こ

れらの者の直系卑属で政令で定める要件に該当す

るものを含む。）」を加える。

て権利を取得する場合」の下に「、農業生産法人がその住所のある市町村の区域の内に農地又は採草放牧地についてこれらの権利を取得する場合」を加える。

第四条第一項第五号の改正規定及び第五条第一項第三号の改正規定を削る。

附則第二項中「第四條第一項、第五條第一項」を削る。

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案（和田一郎君外三名提出）

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、農業委員会等に関する法律第七條第一項の改正規定中「三十人」の下に「（農林水産大臣が定める基準に該当する市の区域の全部をその区域とする農業委員会であつて市長が都道府県知事の承認を受けたものについては、四十人）」を加える。

第一条のうち、農業委員会等に関する法律第四十六條第二項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定中「常任会議員」を「会議員」に改める。

第一条のうち、農業委員会等に関する法律第四十七條の二の改正規定中第四十七條の二第二項に次の一号を加える。

五 会長及び副会長（前各号に該当する者を除く。）

第一条のうち、農業委員会等に関する法律第四十七條の二の改正規定中第四十七條の二第四項後段を次のように改める。

この場合において、同項第二号から第四号までの常任会議員の定数の合計は、同項第一号の常任会議員の定数を超えないようにしなければならない。

第一条のうち、農業委員会等に関する法律第四十七條の二の改正規定中第四十七條の二第五項に次の一号を加える。

三 第二項第五号の常任会議員にあつては、会長又は副会長でなくなつたとき。

第三条のうち、農地法第九十一条に一項を加える改正規定中「第二十条第一項」を削る。
附則第四項及び第五項を削る。

農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案（中林佳子君提出）
農業委員会等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、農業委員会等に関する法律第七條第一項の改正規定を削る。
附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項及び附則第五項を削る。

農用地利用増進法案に対する修正案（稲富稜人君外二名提出）
農用地利用増進法案の一部を次のように修正する。

第一条中「農用地について」の下に「耕作者のために」を加え、「規模の拡大」を「改善」に改める。

本則中第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第二十条第一項を次のように改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項の規定に適合する農事組合法人は、同項の認定を受けたときは、農業協同組合法第七十二条の八第一項の規定にかかわらず、農用地利用改善事業を行うことができる。

第十一条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第十条第一項を次のように改め、同条を第十一条とする。

農業協同組合法第七十二条の八第一項第一号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第四条第二項第三号に規定する基準に適合する区域をその地区と

し、かつ、当該地区内の農用地につき第六条第三項第三号の権利を有する者の三分の二以上が構成員となつてゐるものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを第四条第六項の承認を受けた市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。

第九条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第五条第一項中「第三条第六項」を「第四条第六項」に改め、同条第四項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「するときは」の下に「この事業の趣旨の普及を図るとともに」を加え、同条第三項中「規模の拡大」を「改善」に改め、同条第七項中「都道府県農業会議」の下に「及び都道府県農業協同組合中央会」を加え、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（農用地利用増進事業の実施）

第三条 農用地利用増進事業は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向等を考慮して農用地の農業上の利用の増進を図るとともに、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として実施するものとする。

附則第三項から第五項まで中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。
附則第六項中「第三条第六項」を「第四条第六項」に改める。

附則第七項中「第三条第二項」を「第四条第二項」に改める。

農用地利用増進法案に対する修正案（中川利三郎君提出）

農用地利用増進法案の一部を次のように修正する。

第一条中「農業経営の規模の拡大と農業生産力の増進」を「農用地の有効利用と農業経営の安定」に改める。

第二条第二項第一号中「若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。」の設定若しくは移転又は所有権の移転を「又は使用貸借による権利をいう。以下同じ。」の設定又は移転に改め、「農業用施設の用に供される土地」及び「若しくは農業用施設の用に供される土地」を削る。

第三条第一項中「定めるところにより」の下に「、あらかじめ、農業委員会の意見を聴いて」を加え、同条第二項第二号口中「並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法」を削り、同条ハを削り、同条第三項中「農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進並びに農業経営の規模の拡大及びその安定」を「農用地の有効利用及び農業経営の安定」に改める。

第五条第四項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第二項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項第二号中「農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第二項に規定する事業を行う農業協同組合が当該事業の実施によつて利用権の設定を受ける場合」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項第四号中「当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、農用地利用増進計画を定めようとする場合において、第九条第一項の認定を受けた農用地利用改善規程に従い農用地利用改善事業を行う団体であつてその地区内に当該計画に係る第三項第二号に規定する土地を含むものがあるときは、あらかじめ、その団体の意見を聴かなければならない。

第七条中「若しくは移転し、又は所有権が」を「又は」に改める。

第九条を削る。

第十条第一項中「第五条第三項第三号」を「第五条第四項第三号」に改め、同条第二項第四号中「促進」の下に「、農業の経営の委託による農用地の利用関係の調整」を加え、同条を第九条とする。

第十一条第一項中「農業協同組合法」の下に「昭和二十二年法律第百三十二号」を加え、同条を第十条とする。

第十二条第一項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

附則第三項中農地法第四條第一項第三号の次に一号を加える改正規定及び第五條第一項第一号の次に一号を加える改正規定を削る。